

■■ 令和3年度 届出保育施設等を利用される保護者の皆様へ ■■

～幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内～

古賀市福祉事務所 サンコスモ古賀 子育て支援課保育・手当係
TEL092-942-1157 〒811-3116 福岡県古賀市庄205番地

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けると幼児教育の無償化が受けられます。

◆3歳から5歳の子どもで届出保育施設等を利用すると

新2号認定を受けた場合、月 37,000 円まで

◆0歳から2歳の子ども(住民税非課税世帯)で届出保育施設等を利用すると

新3号認定を受けた場合、月 42,000 円まで

※1 無償化を受けるにはそれぞれ申請をして認定を受けなければなりません。

※2 無償化となる保育料(限度額の範囲内)は施設へ支払っていただきますが、古賀市より3か月ごとに保護者へ払い戻します。ただし、無償化の対象外となる経費(バス代、教材費、給食費など)もありますのでご注意ください。

● 必要書類について

(必要書類は市内施設利用者については施設を通じて配布、市外施設利用者は子育て支援課で配布)

➤ 2号の認定を受けようとする場合(3歳～5歳) ※平成27年4月2日～平成30年4月1日生まれ

- ・ 認定申請書
- ・ マイナンバー届出書
- ・ 保護者(保護者・配偶者(事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む)ともに)が保育を必要とする理由を証明する書類

➤ 3号の認定を受けようとする場合(0歳～2歳) ※平成30年4月2日以後生まれ

- ・ 認定申請書
- ・ マイナンバー届出書
- ・ 保護者(保護者・配偶者(事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む)ともに)が保育を必要とする理由を証明する書類
- ・ 市町村民税所得課税(非課税)証明書(令和2年1月1日に古賀市以外に居住していた方のみ)

○子育てのための施設等利用給付認定申請書：子ども一人につき1枚記入してください。

○マイナンバー届出書

「子育てのための施設等利用給付認定」手続きにおいて、マイナンバー(個人番号)の確認が必要です。提出されたマイナンバー(個人番号)及び特定個人情報は、子ども・子育て支援法による子育てのための施設等利用給付認定に関する事務の範囲で取り扱います。

「マイナンバー届出書」を記入後、専用封筒に入れ、必ず封をした状態で提出してください(施設で開封することはありません)。

なお、申請の際に、マイナンバー届出書を提出いただきますが、マイナンバーを用いた他市町村への税額確認は令和3年6月以降に開始される予定です。そのため、1月1日時点の住民票の所在地によっては、所得課税証明書等の提出をお願いする場合があります。

裏面に続く

○保育を必要とする理由を証明する書類

※保護者・配偶者（事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む）それぞれの分が必要です。

保育を必要とする理由	保護者等の状況	必要な書類
月 60 時間以上の就労	雇用されている	就労及び復職（予定）証明書
	雇用予定・復職予定	就労及び復職（予定）証明書
	自営業・農業	自営業申告書 事業の内容が分かる書類 ※営業許可書、個人事業届、登記簿謄本等の写し
	内職をしている	就労及び復職（予定）証明書
出産の前後	妊娠中、または産後間もない	病気等申告書 母子健康手帳の写し ※表紙と出産予定日が確認できるページ
疾病、負傷、障がい	入院、通院している	病気等申告書 医師の診断書 ※保育できない症状や期間等の記載がある原本が必要です。
	身体や精神に障がいがある	病気等申告書 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し ※手帳番号、本人欄、障がい名が確認できるページ
同居の親族の介護、看護	同居の親族の介護、看護している	病気等申告書 介護・看護される人の状態が分かる書類 ※医師の診断書、障害者手帳の写し、介護保険証の写し等
求職活動	求職活動中である	就労誓約書兼就労活動報告書
就学	就学、職業訓練中である	在学証明書または学生証の写し ※学生証については有効期限内のもの 就学時間が分かる書類 ※時間割表等

提出期限

- ・ 4月から利用する子ども ⇒ 令和3年2月26日（金）まで。
- ・ 5月以降利用する子ども ⇒ 利用開始する月の前月20日まで

提出先

- ・ 市内施設利用者は利用を予定されている施設へ
- ・ 市外施設利用者は直接、古賀市子育て支援課へ（郵送可）

認定のお知らせについて

- ・ 4月から利用する子どもは、4月上旬に施設を通じて又は郵送で認定通知書をお渡しします。
- ・ 5月以降利用する子どもは、提出月の翌月上旬までに郵送で認定通知書をお渡しします。